**支援プログラム公表に係る届出について**

令和6年4月1日より、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援については、総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・ 行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（支援プログラム）の作成及び公表が求められています。

**１　対象事業所**

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

**２　支援プログラムの作成・公表**

「児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表の手引き」（尼崎市ホームページID：1015995）等をご確認ください。

**３　支援プログラムの公表及び届出**

①事業所のホームページに支援プログラムを掲載

②尼崎市への届出

尼崎市ホームページ（ページ番号 1015995）の「尼崎市自己評価結果等及び支援プログラム公表に係る届出入力フォーム」より①を行ったことを報告して下さい。

※①②を行い「支援プログラムの公表」が完了となります。

**４　支援プログラムの公表及び届出の期限（※表）**

・令和7年2月以前に指定された事業所：令和7年2月28日（金）

・令和7年3月に指定された事業所：令和7年3月31日（月）

・令和7年4月以降に指定された事業所：指定月の月末までに公表すること

　　※令和7年4月以降に指定予定の事業所は、指定申請時に支援プログラム案の提出が必要となります。

**５　支援プログラム未公表減算について（※表）**

尼崎市に届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算（所定単位数の１５％減算）適用となります。

●減算パターン①：令和7年3月以前に指定された事業所

令和7年3月31日までに支援プログラムの公表及び届出がない場合、**令和7年4月**から支援プログラム未公表減算適用となります。

●減算パターン②：令和7月4月以降に指定された事業所

指定月の月末までに支援プログラムの公表及び届出がない場合、**指定された月**から支援プログラム未公表減算適用となります。

**（※表）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定月 | 令和7年2月以前  （既存の事業所） | 令和7年3月  （令和7年1月指定申請の事業所） | 令和7年4月以降  （令和7年2月以降指定申請の事業所） |
| 公表及び公表届出の期限 | 令和7年2月28日 | 令和7年3月31日 | 指定月の月末  ※支援プログラム案を新規申請書類として提出すること |
| 減算適用月  （上記の期限を超過した場合） | 令和7年4月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで | | 指定された月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで |

**６　提出先・問い合わせ先**

　〒６６０－８５０１

　　尼崎市東七松町1丁目２３－１　北館３階

尼崎市法人指導課 障害事業所指定担当

ＴＥＬ　０６－６４８９－６５２２

ＦＡＸ　０６－６４８２－３５１２

以上